



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *10 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- *11 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 1
- *12 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- *13 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 2

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第2中学校の部の次に次のように加える。

義務教育 学校	(1) 教育委員会が特に必要と認める学校に置かれる校長	1種
	(2) 18学級以上の規模の学校に置かれる校長（第1号に掲げるものを除く。）	2種
	(3) 第1号及び第2号に掲げる校長以外の校長	3種
	(4) 18学級以上の規模の学校に置かれる教頭（複数の教頭が置かれる学校の教頭にあつては、教育委員会が定めるものに限る。）	3種
	(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	4種

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第11号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第

29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第12号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に、「第9条」を「第9条第1項」に改め、「小中学校」の次に「等」を加え、同条第2項及び第3項中「小中学校」の次に「等」を加える。

第9条第1項中「小中学校」の次に「等」を加える。

別表第3田辺市の部1級の項中 「伏菟野小学校
上山路小学校」 を「上山路小学校」に改め、同表有田郡の部2級の項中

「安諦小学校
安諦中学校」 を「安諦小学校」に改め、同表西牟婁郡の部1級の項中 「市鹿野小学校
三舞中学校」 を「三舞中学

校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「多級小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程（児童を2学級以上に編成するものに限る。）を含む。）」を加える。

第3条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別表中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校	教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 特別支援学級主任
--------	-------------------------------------

別表備考2中「の学校」の次に「（義務教育学校にあつては、前期課程又は後期課程が3学級未満のもの）」を加え、「高等学校の」を削り、同表備考3中「の学校」の次に「（義務教育学校にあつては、後期課程が6学級未満のもの）」を加え、「中学校の」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。